

一、最新中国法令

- 生态环境部办公厅关于做好淀粉等 6 个行业排污许可证管理工作的通知

【发布单位】生态环境部办公厅

【发布文号】环办规财〔2018〕26 号

【发布日期】2018-09-06

【内容提要】该通知要求：

- 2018 年 09 月底前，各省份应完成淀粉、屠宰及肉类加工、陶瓷制品制造、石化、钢铁和有色冶炼 6 行业排污单位初步筛查工作，并将排污单位清单上传至全国排污许可证管理信息平台；
- 2018 年底，完成全国 6 行业排污许可证申请与核发及登记备案工作。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mee.gov.cn/gkml/sthjbgw/bgtwj/201809/t20180911_563928.htm

- 上海市商务委员会等五部门关于进一步促进上海市外贸综合服务企业发展的通知

【发布单位】上海市商务委员会等五部门

【发布日期】2018-09-13

【内容提要】该通知规定，在通关、出口退税、外汇管理、信用保险、金融服务等方面，给予综服企业以便利、支持措施。

【备注】综服企业是指具备对外贸易经营者身份，接受国内外客户委托，依法签订综合服务合同（协议），依托综合服务平台，代为办理包括报关报检、物流、退税、结算、信保等在内的综合服务业务和协助办理融资业务的企业。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.scofcom.gov.cn/zxxxgk/245030.htm>

- 广东省降低制造业企业成本支持实体经济发展的若干政策措施（修订版）

【发布单位】广东省人民政府

【发布文号】粤府〔2018〕79 号

【发布日期】2018-08-31

【内容提要】该法令内容包括降低企业税收、用地、

一、最新中国法令

- 澱粉等 6 つの業種の汚染物排出許可証管理作業の貫徹に関する生態環境部弁公庁による通知

【発布機関】生態環境部弁公庁

【発布番号】環弁規財〔2018〕26 号

【発布日】2018-09-06

【概要】本通知では以下の通り、指示している。

- 2018 年 9 月末までに、各省において澱粉、食肉解体及び肉類加工、陶磁器製品製造、石油化学、鋼鉄及び非鉄金属精錬の 6 業種の汚染物排出組織に対する初期スクリーニング検査作業を完成し、汚染物排出組織のリストを全国汚染物排出許可証管理情報プラットフォームにアップロードしなければならない。
- 2018 年年末までに全国 6 業種の汚染物排出許可証の申請・交付及び登記届出作業を完成させる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mee.gov.cn/gkml/sthjbgw/bgtwj/201809/t20180911_563928.htm

- 上海市對外貿易綜合サービス企業の發展をさらに促進することに関する上海市商務委員會等 5 つの部門による通知

【発布機関】上海市商務委員會等 5 つの部門

【発布日】2018-09-13

【概要】本通知では、通関、輸出税還付、外貨管理、信用保険、金融サービス等方面で、総合サービス企業に対して便宜を提供し、サポートするとしている。

【備考】総合サービス企業とは、対外貿易事業者として国内・外の顧客から委託を受けて、総合サービス契約（協議書）を法に依拠し締結し、総合サービス情報プラットフォームを通じて、これら顧客に代わって通関申告・検査申告、物流、税金還付、決済、信用保険等を含む総合サービス業務を代行し、また資金調達業務の取扱いをサポートする企業を指す。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.scofcom.gov.cn/zxxxgk/245030.htm>

- 広東省において製造業企業のコストを削減し、实体经济の發展を後押しするための若干措置（改正版）

【発布機関】広東省人民政府

【発布番号】粤府〔2018〕79 号

【発布日】2018-08-31

【概要】本法令には企業の徴税、土地利用、社会

社会保险、用电、运输、融资、制度性交易成本等，支持工业企业盘活土地资源提高利用率，支持制造业高质量发展，加大重大产业项目支持力度等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201809/t20180910_780770.html

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- 国务院部署在全国推开“证照分离”改革、取消 14 类工业产品生产许可证

日前，国务院召开常务会议，部署在全国有序推开“证照分离”改革，减少行政审批事项；决定再压减工业产品生产许可证三分之一以上并简化审批。

在全国有序推开“证照分离”改革
▪ 从 2018 年 11 月 10 日起，在全国对第一批上百项涉企行政审批事项推进“照后减证”，对不必要设定审批、市场机制能够有效调节、可由行业自律管理的事项直接取消审批或改为备案，并加强市场经营过程的监管； ▪ 对目前不能取消审批、但通过事中事后监管能够纠正不符合审批条件行为的审批事项实行告知承诺制，由市场主体作出承诺“达到审批条件”，即可获批经营，发现与承诺不符的依法撤销审批决定并从重处罚； ▪ 对涉及公众健康和安全等不宜采取告知承诺方式的审批事项，分门别类减少申报材料和环节、压缩审批时限、提高透明度。
压减工业产品生产许可证三分之一以上并简化审批

保险、电力利用、运输、资金調達、制度的な取引コスト等を削減し、工業企業が土地資源を活用し利用率を向上させることを支援し、製造業の高品質化を支持し、重大産業プロジェクトに対する支援を強化することなどについての内容が含まれている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201809/t20180910_780770.html

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- 国务院において、全国範囲で「证照分離」改革を推進し、14 種類の工業製品生産許可証を廃止することが決定された

先頃、国务院において常务会议を開催し、全国範囲で「证照分離」改革（営業許可証発行と行政部門による営業認可や承認手続きを分離させる）を秩序立てて推進し、行政審査許可事項を削減すること、工業製品生産許可証をさらに 3 分の 1 以上削減し、審査許可手続きを簡素化することが決定された。

全国範囲で「证照分離」改革を秩序立てて推進する
▪ 2018 年 11 月 10 日から、全国範囲で第一陣として 100 項目以上の企業関連行政審査許可事項に対して「営業許可証交付後、不要な審査・承認手続きの削減」制度を推進し、審査許可手続きを設ける必要がなく、市場メカニズムで有効に調節でき、業種にて自主的に管理可能な事項については、審査許可手続きを直接廃止するか、又は届出制に変更し、且つ市場経営過程における監督管理を強化する。 ▪ 現時点では審査許可手続きを廃止することはできないものの、事中・事後の監督管理により審査許可条件に適合していない行為を正すことのできる審査許可事項に対して告知・誓約制を実行し、市场主体が「審査許可条件に達する」ことを誓約すれば、経営を許可されるものとし、もし誓約した内容と合致しないことを発見した場合、審査許可決定を法に依拠し取消し、且つ重きに従い処罰する。 ▪ 一般大衆の健康と安全等に関わる告知・誓約方式を採用するのに相応しくない審査許可事項に対して、部門と種類別に申报材料・プロセスを減らし、審査許可所要時間を短縮し、透明性を向上させる。
工業製品生産許可証をさらに 3 分の 1 以上削減し、審査許可手続きを簡素化する

- 再取消 14 类工业产品生产许可证，实施生产许可证管理的产品类别从 38 类减至 24 类。
对取消许可的一些涉及公众健康和安全、环境保护等产品，可转为强制性认证，列出正面清单并向社会公示。
- 对保留的生产许可证简化审批程序。

将发证机关组织的发证前产品检验改由企业在申请时提交符合要求的产品检验合格报告。

对除危险化学品外的省级发证产品实行现场审查后置，企业提交相关材料并作出质量安全承诺后即可领取许可证。
- 推行“一企一证”，对一家企业生产不同类别产品的只发一张许可证。

（里兆律师事务所 2018 年 09 月 14 日编写）

- 14 種類の工業製品生産許可証をさらに廃止し、生産許可証管理を実施する製品類別を 38 種類から 24 種類に減らす。
許可が取り消されたもののうち、一般大衆の健康と安全、環境保護等に関わる製品については、強制性認証管理に変更することができ、その場合、ポジティブリストを公開する。
- 従来通り生産許可証管理を実行するものについて、審査許可手続きを簡素化する。
許可証交付機関が実施する許可証交付前の製品検査から、要件適合についての製品検査合格報告書を企業が申請時に提出する制度に変更する。
危険化学品を除く、省級機関から許可証が交付される製品に対して、現場審査を事後に実施するようにし、企業が関係材料を提出し品質安全を誓約した後、許可証を受領することができるようにする。
- 「一企一証」を推進し、一企業が異なる類別の製品を生産する場合、一枚の許可証のみ交付する。

（里兆法律事務所が、2018 年 9 月 14 日付で作成）

三、里兆解读

● 箭在弦上，数据跨境转移的法律限制（连载之一/共二篇）

数据流通是跨国企业正常运营的重要前提，但过于自由的数据流通会对数据安全带来潜在风险。对此，中国在《网络安全法》中对数据跨境转移作了原则性的规定，对于关键信息基础设施运营者（“CIIO”）提出了本地化存储和安全评估的要求。在《个人信息和重要数据出境安全评估办法》中，合规义务人由 CIIO 扩大为网络运营者，这势必会对多数在华外资企业产生影响。

■ 中国数据跨境转移法律规制体系

中国现行的数据合规体系是在《网络安全法》（“《网安法》”）基础上搭建的，但《网安法》过于笼统的规定不利于法规在实践层面的执行。对此，国家相关部门先后出台了《个人信息和重要数据出境安全评估办法（征求意见稿）》（“《评估办法》”）和《数据出境安全评估指南（征求意见稿）》（“《指南》”）。因此，企业除了遵循《网安法》下的数据跨境转移要求，还需要持续关注以后颁布生效的《网安法》配套性法规。

三、里兆解説

● 遵守する以外に選択の余地なし 国境を越えるデータ伝送の法的制限に注意！（連載の一/全二回）

データのやり取りは、多国籍企業を正常に運営していくうえでの重要な条件であるが、あまりにも自由すぎるやり取りは、データのセキュリティ上、潜在的なリスクをもたらすことがある。この点、中国では「サイバーセキュリティ法」が、国境を越えるデータ伝送について原則的な規定を行っており、重要情報インフラ運営者（「CIIO」）に対し、当地での保存及びセキュリティ評価を求めている。「個人情報及び重要データの域外持ち出しセキュリティ評価弁法」においては、法令遵守義務者が CIIO からインターネット運営者にまで拡大されており、多くの在中国外資企業に影響することは必至である。

■ データの国境を越える伝送に関する中国の法規制体系

データに関する中国での現行の遵法体制は「サイバーセキュリティ法」をベースに構築されたものであるが、「サイバーセキュリティ法」の漠然とした規定だけでは法令執行の実務面で不都合がある。これについて、国の関連部門が相前後して、「個人情報及び重要データの域外持ち出しセキュリティ評価弁法（意見募集案）」（「評価弁法」）及び「データ域外持ち出しセキュリティ評価ガイドライン（意見募集案）」（「ガイドライン」）を公表した。よって、企業は、「サイバーセキュリティ法」に基づく国境を越えるデータ伝送に関する要求に従うほか、これから公表され、発効されるであろう「サイバーセキュリティ法」関連法規にも引き続き注意を払っていかなければならない。

■ 法规规制的客体是什么？

无论是《网安法》、还是《评估办法》和《指南》，规制的客体均为个人信息和重要数据。在此前的文章《个人信息保护，你合规了吗？——<个人信息安全规范>常见问题解答》（详见第 592 期、第 593 期《里兆法律资讯》）中，我们详尽地阐述了个人信息范围和常见表现形式。重要数据一般与国家安全、经济发展以及社会公共利益紧密相连。《指南》附录 A-重要数据识别指南详细列举了重要数据的类别以及主管部门，企业可以参照该识别指南判断数据是否属于重要数据。除此之外，某些行业数据已在特别法规中明确被禁止出境，如地图数据、人口健康信息、个人金融信息等。

■ 谁是合规义务人？

《评估办法》除了将合规义务人扩大为“网络运营者”外，还提出了“参照执行”的要求，因此，任何类型的企业都有可能成为《评估办法》下的合规义务人。《评估办法》一旦生效，无疑将给企业带来很大的合规压力。

《网安法》

合规义务人	CIIO
具体规定	第 37 条： 关键信息基础设施的运营者 在中华人民共和国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据应当在境内存储。因业务需要，确需向境外提供的，应当按照国家网信部门会同国务院有关部门制定的办法 进行安全评估 ；法律、行政法规另有规定的，依照其规定。

《评估办法》

合规义务人	网络运营者 (+其他个人和组织？)
具体规定	第 2 条： 网络运营者 在中华人民共和国境内运营中收集和产生的个人信息和重要数据， 应当在境内存储 。因业务需要，确需向境外提供的，应当按照本办法进行安全评估。 第 16 条： 其他个人和组织 在中华人民共和国境内收集和产生的个人信息和重要数据出境的安全评估工作 参照本办法执行 。

■ 法规规制的对象となるものは？

「サイバーセキュリティ法」も、「評価弁法」及び「ガイドライン」も、規制対象はいずれも個人情報及び重要データである。前回の「個人情報の保護に関する法律に違反してはいませんか？——『個人情報セキュリティ規範』に関する FAQ」（詳細は第 592 期、第 593 期「里兆法律情報」をご参照のこと）では、個人情報の範囲及びよくある事例を詳しく解説した。重要データは、つねに国の安全、経済発展及び社会の公共利益と緊密にかかわるものである。「ガイドライン」付録 A-重要データ識別ガイドラインでは、重要データの分類及び主管部门について詳しく例を挙げており、企業はこの識別ガイドラインを参照しながら係るデータが重要データに該当するどうかを判断することができる。また、地図データ、人口・健康情報、個人金融情報などのように一部の業界におけるデータは、すでに個々の関連法規で域外への持出が明確に禁止されている。

■ 法令遵守義務者となるのは誰か？

「評価弁法」では、法令遵守義務者が「インターネット運営者」にまで拡大されているほか、「～に準じて実施する」との要求も提起しているため、如何なる形態の企業も「評価弁法」における法令遵守義務者になり得る。「評価弁法」がひとたび発効すれば、それが企業にとってのコンプライアンス上の大きなプレッシャーとなることは間違いない。

「サイバーセキュリティ法」

法令遵守義務者	CIIO
具体的な規定	第 37 条： 重要情報インフラ運営者 が中華人民共和国領域内での運営過程で収集し発生した個人情報及び重要データは、領域内で保存しなければならない。業務上の都合からどうしても国外へ提供する場合、国家インターネット情報部門、国務院の関係部門が共同で制定した弁法に従って セキュリティ評価を実施しなければならない 。法律、行政法规に特段の規定がある場合、その規定に従う。

「評価弁法」

法令遵守義務者	インターネット運営者 (+その他個人及び組織？)
具体的な規定	第 2 条： インターネット運営者 が中華人民共和国領域内での運営過程で収集し発生した個人情報及び重要データは、 領域内で保存しなければならない 。業務上の都合からどうしても国外へ提供する場合、本弁法に従ってセキュリティ評価を実施しなければならない。 第 16 条： その他の個人及び組織 が中華人民共和国領域内で収集し発生した個人情報及び重要データの域外持出にあたってのセキュリティ評価作業は、 本弁法に

	注：《评估办法》向社会公开征求意见后，国家互联网信息办公室结合社会意见，出台了《评估办法》（修改稿），修改稿中删除了“应当在境内存储”和“参照执行”的规定。最终稿中是否会保留“参照执行”的规定，仍处于未知状态。
--	---

《指南》

合规义务人	网络运营者
具体规定	本标准适用于网络运营者开展的个人信息和重要数据出境安全自评估，以及国家网信部门、行业主管部门组织开展的个人信息和重要数据出境安全评估。

■ 谁是 CIIO?

目前《关键信息基础设施识别指南》仍在制定中，现行法律法规中对于 CIIO 的定义仍过于宽泛和模糊，但可以肯定的是，某些重要行业运营者（例如金融机构）属于 CIIO。现阶段，企业可以结合自身特点，参考以下标准判定自己是否属于 CIIO。

《网安法》

第 31 条 国家对公共通信和信息服务、能源、交通、水利、金融、公共服务、电子政务等重要行业和领域，以及其他一旦遭到破坏、丧失功能或者数据泄露，可能严重危害国家安全、国计民生、公共利益的关键信息基础设施，在网络安全等级保护制度的基础上，实行重点保护。关键信息基础设施的具体范围和安全保护办法由国务院制定。

《关键信息基础设施安全保护条例（征求意见稿）》

第 18 条 下列单位运行、管理的网络设施和信息系

重要行业单位	国家机关和能源、金融、交通、水利、卫生医疗、教育、社保、环境保护、公用事业等行业领域的单位
公共信息网络服务的单位	电信网、广播电视网、互联网等信息网络，以及提供云计算、大数据和其他大型公共信息网络服务的单位

	準じて実施する。 注：「評価弁法」がパブリックコメントを募集した後、国家インターネット情報弁公室は提出された意見と合わせ、「評価弁法」（修正案）を公表した。修正案では、「領域内で保存しなければならない」及び「準じて実施する」という規定が削除されたが、最終案では、「準じて実施する」という規定が残されるのかどうかは明らかになっていない。
--	--

「ガイドライン」

法令遵守義務者	インターネット運営者
具体的な規定	本基準は、インターネット運営者による個人情報及び重要データの域外持出に関するセキュリティ自己評価、並びに国家インターネット情報部門、業界主管部门による個人情報及び重要データの域外持出に関するセキュリティ評価に適用する。

■ CIIO とは誰か？

現時点で、「重要情報インフラ識別ガイドライン」はまだ制定段階にあり、また、現行の法律法規における CIIO の定義は広範すぎて、はっきりしない。しかしながら、一部重要業界の運営者（例えば、金融機構）は CIIO に該当することがすでに確定している。現在、企業は自身の特徴を踏まえ、以下の基準を参考にし、自身が CIIO に該当するかどうかを判断するとよい。

「サイバーセキュリティ法」

第 31 条 国の公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子政府などの重要な業界及び分野、並びに破壊、機能の喪失又はデータの漏えいに遭遇した場合、国の安全、国の経済と人々の暮らし、公共利益に重大な危害を与え得るその他重要情報インフラは、サイバーセキュリティ等級別保護制度を踏まえた上で、重点的に保護する。重要情報インフラの具体的な範囲及び安全保護弁法は国务院が制定する。

「重要情報インフラ安全保護条例（意見募集案）」

第 18 条 以下の組織によって運営、管理されるインターネット施設及び情報システムが破壊、機能の喪失又はデータの漏えいに遭遇し、国の安全、国の経済と人々の暮らし、公共利益に重大な危害を与えうる場合、重要情報インフラとして保護される範囲に組み入れなければならない。

重要業界組織	政府機関及びエネルギー、金融、交通、水利、衛生・医療、教育、社会保険、環境保全、公共事業などの業界・分野における組織
公共情報ネットワークサービス組織	電子ネットワーク、ラジオ・テレビネットワーク、インターネットなどの情報ネットワーク、並びにクラウドコンピューティング、ビッグデータ及びその他の大型公共情報ネットワーク

科研生产单位	国防科工、大型装备、化工、食品药品等行业领域科研生产单位
新闻单位	广播电台、电视台、通讯社等新闻单位
其他重点单位	——

《国家网络安全检查操作指南》

将关键信息基础设施分为网站类、平台类和生产业务类：

网站类	党政机关网站、企事业单位网站、新闻网站等
平台类	即时通讯、网上购物、网上支付、搜索引擎、电子邮件、论坛、地图、音视频等网络服务平台
生产业务类	办公和业务系统、工业控制系统、大型数据中心、云计算平台、电视转播系统等

提出了关键信息基础设施确定三步骤：

1. 确定本地区、本部门、本行业的关键业务（例如金融行业的关键业务为银行运营、证券期货交易、清算支付、保险运营）；
2. 确定关键业务相关的信息系统或工业控制系统；
3. 认定关键信息基础设施。

■ 谁是网络运营者？

网络运营者不等同于互联网公司。《网安法》、《评估办法》和《指南》对于网络运营者均采取了相同的定义，即“网络的所有者、管理者和网络服务提供者”。该定义需结合“网络”的定义进行理解。《网安法》下，网络是指“由计算机或者其他信息终端及相关设备组成的按照一定的规则和程序对信息进行收集、存储、传输、交换、处理的系统”。由于网络的定义特别宽泛，使得拥有办公系统、工业控制系统的非互联网公司落入网络运营者范围的可能性极大。

由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续对“什么是数据出境？”、“企业在现阶段必须做什么？”、“政府评估 or 自行评估？”等进行解读。

（里兆律师事务所 2018 年 09 月 14 日编写）

科学研究生产组织	国防・科学工業、大型設備、化学工業、食品薬品などの業界・分野での科学研究生産組織
ニュース組織	ラジオ局、テレビ局、通信社などのニュース組織
その他の重点組織	——

「国家インターネット安全検査取扱ガイドライン」

重要情報インフラをウェブサイト系、プラットフォーム系及び生産・業務系に分けている。

ウェブサイト系	党・政府機関ウェブサイト、企業・事業組織ウェブサイト、ニュースウェブサイトなど
プラットフォーム系	インスタントメッセージ、ネットショッピング、オンライン決済、検索エンジン、電子メール、BBS、地図、音楽・動画などのインターネットサービスプラットフォーム
生産・業務系	オフィス・業務システム、工業制御システム、大型データセンター、クラウドコンピューティングプラットフォーム、テレビライブ中継システムなど

同ガイドラインでは、重要情報インフラを特定するための 3 つのステップを提起している。

1. 本地域、本部门、本業界の重要業務を特定する（例えば、金融業界の重要業務は、銀行の運営、証券・先物取引、清算・支払、保険の運営）。
2. 重要業務に関連する情報システム又は工業制御システムを特定する。
3. 重要情報インフラの認定を行う。

■ インターネット運営者は誰であるのか？

インターネット運営者は、インターネット会社とは異なる。「サイバーセキュリティ法」、「評価弁法」及び「ガイドライン」では、インターネット運営者について、いずれも同じ定義を採用しており、つまり「インターネットの所有者、管理者及びインターネットサービス提供者」であるとしている。ただし、この定義は、「インターネット」の定義を踏まえて理解しなければならない。「サイバーセキュリティ法」においては、インターネットとは、「コンピューター又はその他の情報端末及び関連設備によって構成される、一定の規則及びプログラムに従い、情報を収集、保存、伝送、交換、処理するシステムをいう」とされている。インターネットの定義がとりわけ広範すぎることから、オフィスシステム、工業制御システムを保有しているような、インターネット事業以外の会社までもがインターネット運営者の範囲に組み込まれてしまう可能性が極めて高い。

紙面に限りがあるため、まずは以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」において、「データの域外持出とは何を指すのか？」、「企業は現時点で何をしなければならないのか？」、「政府による評価 or 自己評価？」などの内容について解説する。

（里兆法律事務所が 2018 年 9 月 14 日付で作成）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 数据跨境转移的法律限制
- 新修订的个人所得税法

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- データの越境移転に対する法的制限
- 新たに改正された個人所得税法